

障がい者が利用できる主な制度について

令和6年度版

この冊子は、障がいのある方が受けることができるサービスや制度の内容、その利用方法などについて内容を簡単に説明したものです。利用される方の障がい程度や、世帯の状況などにより、受けられない場合があります。

サービスの利用を希望される方は、各項目に記載のある問い合わせ先にご相談ください。

この冊子では、当該サービスの説明の始めに『必要となる身体障害者手帳などの種類』を以下のように記載しています。

(共通) ・ ・ あらゆる障がいに共通するサービスです。

(身体) ・ ・ 身体障がい者を対象とするサービスです。

(知的) ・ ・ 知的障がい者を対象とするサービスです。

(精神) ・ ・ 精神障がい者を対象とするサービスです。

(難病) ・ ・ 難病を有する方を対象とするサービスです。

(児童) ・ ・ 障がい児を対象とするサービスです。

【詳しいサービス内容は窓口または電話にてお問い合わせください。】



美濃加茂市役所 市民福祉部 福祉課

目 次



【1】補装具・日常生活用具

- 1 補装具の支給（購入・修理・借受け） |
- 2 日常生活用具の給付 |

【2】障害福祉サービス等

- 1 障害福祉サービス・障害児通所支援 2
- 2 地域生活支援事業 5

【3】医療費の助成

- 1 福祉医療費の助成 7
- 2 自立支援医療制度 8
- 3 自立支援医療費（精神通院）助成 10

【4】税金に関すること

- 1 所得税・住民税に関する控除 10
- 2 自動車税種別割などの減免 11

【5】外出支援サービス等

- 1 公共交通機関等の運賃の割引 12
- 2 有料道路通行料金の割引 12
- 3 駐車禁止規制の適用除外 12
- 4 パーキングパーミット制度 13
- 5 運転免許取得費助成 13
- 6 自動車改造費助成 14
- 7 介助用自動車購入助成 14
- 8 精神障害者小規模作業所等交通費助成事業 14
- 9 重度心身障害者移動支援券 14
- 10 血液透析患者交通費助成券 15

【6】 てあて ねんきん きょうさいせいど 手当・年金・共済制度

- 1 とくべつしょうがいしゃてあて 特別障害者手当 | 6
- 2 しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当 | 6
- 3 とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当 | 6
- 4 じゅうどしんしんしょうがいじふくしてあて 重度心身障害児福祉手当 | 7
- 5 しょうがい き そねんきん 障害基礎年金 | 8
- 6 しんしんしょうがいしゃふようきょうさいせいど 心身障害者扶養共済制度 | 8

【7】 こうきょうりようきんなど げんめん 公共料金等の減免

- 1 けいたいでんわりようきんなど わりびき 携帯電話料金等の割引 | 9
- 2 ほうそうじゅしんりよう めんじょ NHK放送受信料の免除 | 9

【8】 そうだんまどぐち 相談窓口

- 1 そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所 | 9
- 2 そうだんしつ こころの相談室 | 20
- 3 ぎゃくたいぼうし 美濃加茂市障がい者虐待防止センター | 20
- 4 けんりようごしえん 美濃加茂市権利擁護支援センター | 20
- 5 く そうだんまどぐち 心と暮らしの相談窓口 | 21

【9】 その他

- 1 なんちょうじほちょうきこうにゆうひじょせいじぎょう 難聴児補聴器購入費助成事業 | 21
- 2 にょうとりあつかいりようきん じょせい し尿取扱料金の助成 | 21
- 3 ぶくろなど しきゅう ゴミ袋等の支給 | 21
- 4 げすいどうしりようりやうなど じょせい 下水道使用料等の助成 | 22
- 5 つ いどうしゃ か スロープ付き車いす移動車の貸し出し | 22
- 6 ようでんげんじゅうどしやう じしやさいがい じとうひじやうようでんげんそうちとうこうにゆうひじょせいじぎょう 要電源重度障がい児者災害時等非常用電源装置等購入費助成事業 | 23
- 7 じどうはったつしえんじぎやうりようりやうじょせい 児童発達支援事業利用料助成 | 23
- 8 にちじやうせいかつようぐひんもくいちらん 日常生活用具品目一覧 | 24

【1】補装具・日常生活用具

1 補装具費の支給（購入・修理・借受け）（身体・難病）

身体しんたいの障しょうがいがいを補おぎない、日常生活にちじょうせいかつを容易よういにするために補装具ほそうぐの購入こうにゅう、修理しゅうりまたは借受けかりうに要する費用ひようを支給しきゅうします。

- (1) 手続きてつづは全て見積書みつもりしょによる事前申請じぜんしんせいです。購入こうにゅう、修理しゅうりまたは借受けかりう後に申請ごしんせいされても支給しきゅうの対 象たいしょうになりません。

【申請に必要なもの】

①身体障 害 者手帳しんたいしょうがいしゃてちょう ②印鑑いんかん ③購入こうにゅう、修理しゅうりしようとする補装具ほそうぐの見積書みつもりしょ

④申請書しんせいしょ（市のホームページからダウンロードできます。福祉課ふくしかにもご用意よういしています）

※原則げんそくとして身体障 害 者 更生相談所しんたいしょうがいしゃこうせいそうだんしょでの判定はんていが必要ひつようですが、医師意見書い し いけんしょの書類判定しよるいはんていで交付こうふできるものもあります。福祉課ふくしかにご相談そうだんください。

- (2) 自己負担額じ こ ぶ た ん が くは、原則費用げんそくひようの1割わりとなります。ただし、世帯せたいの課税状況かぜいじょうきょうにより上限じょうげん額がくが設定せっていされます。
- (3) 介護保険対 象 者かいごほけんたいしょうしゃは介護保険制度かいごほけんせいどによる福祉用具貸与費ふくしょうぐたいよひ、労災保険対 象 者ろうさいほけんたいしょうしゃ（仕事しごと中ちゆうや通勤途中つうきんとちゆうでけがや病気びょうきになったことにより障がいのこが残った方のこなどが対 象）は義肢等補装具費支給制度ぎしとうほそうぐひしきゅうせいどをそれぞれ優先ゆうせん的に利用てきしてください。
- (4) 補装具ほそうぐには耐用年数たいようねんすうがあります。耐用年数以内たいようねんすういの再支給さいしきゅうは原則認められません。
- (5) 補装具ほそうぐの品目ひんもくにより支給要件しきゅうようけんが違います。詳しくは福祉課ふくしかにお問い合わせくわください。

申請・問い合わせ先：福祉課しんせい ふくしか



2 日常生活用具の給付（身体・難病）

在宅ざいたくの障 がい者しょう、障 がい児の方しゃの日常生活にちじょうせいかつを支援しえんするため、日常生活用具にちじょうせいかつようぐを給付きゅうふします。

- (1) 手続きてつづは全て見積書みつもりしょによる事前申請じぜんしんせいです。購入後こうにゅうごに申請しんせいされても支給しきゅうの対 象たいしょうになりません。

【申請に必要なもの】

- ①身体障害者手帳 ②印鑑 ③品物の見積書・パンフレット（ストマ、紙おむつは見積書のみ） ④申請書（市のホームページからダウンロードできます。福祉課にもご用意しています）

※ 診断書が必要な場合があります。詳しくは福祉課にご相談ください。

- (2) 自己負担額は、原則費用の1割となります。ただし、世帯の課税状況により上限額が設定されます。
- (3) 介護保険対象者は介護保険制度による福祉用具貸与費、労災保険対象者（仕事
中や通勤途中でけがや病気になったことにより障がいが残った方などが対象）
は義肢等補装具費支給制度をそれぞれ優先的に利用してください。
- (4) 日常生活用具には耐用年数があります。耐用年数以内の再支給は原則認められません。
- (5) 日常生活用具の品目により支給要件が違います。詳しくは24ページの「日常生活用具品目一覧」をご覧ください。

申請・問い合わせ先：福祉課



【2】障害福祉サービス等

1 障害福祉サービス・障害児通所支援（共通）

障害福祉サービスとは、障害者総合支援法に基づくサービスです。介護の支援などを受ける「介護給付」と、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」、施設などに入所している障がい者などに対して地域での生活に移行し定着するための支援やサービスの利用に関する連絡や相談などを行う「相談支援給付」があります。

また、障害児通所支援とは、児童福祉法に基づくサービスです。

利用者の負担は世帯の課税状況に応じて、ひと月に負担する上限額が決められています。ただし、負担上限月額よりも利用したサービス費の1割に相当する額が低い場合は、1割に相当する額となります。

(1) 介護給付の種類

きょたくかいご 居宅介護	ヘルパーが自宅 ^{じたく} にきて、入浴 ^{にゅうよく} 、排せつ ^{はい} の介護 ^{かいご} 、食事 ^{しょくじ} や調理 ^{ちようり} の援助 ^{えんじょ} などを行います。
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	ヘルパーが重度 ^{じゅうど} の肢体不自由者 ^{したいふじゆうしゃ} 、知的障がい者 ^{ちてきしょう} 、精神障がい者 ^{せいしんしょう} で常に介護 ^{かいご} を必要とする人 ^{ひと} に対して、自宅 ^{じたく} で、入浴 ^{にゅうよく} 、排せつ ^{はい} の介護 ^{かいご} 、食事 ^{しょくじ} や調理 ^{ちようり} の援助 ^{えんじょ} 、外出 ^{がいしゅつ} における移動 ^{いどう} の支援 ^{しえん} などを総合的に ^{そうごうてき} 行い ^{おこな} ます。
どうこうえんご 同行援護	視覚障がい ^{しかくしょう} により移動 ^{いどう} に著しい ^{いちじる} 困難 ^{こんなん} がある方 ^{かた} に対し、移動時 ^{いどうじ} や外出先 ^{がいしゅつさき} において必要な代読 ^{ひつよう} 、代筆 ^{だいひつ} などの支援 ^{しえん} 、移動 ^{いどう} の援護 ^{えんご} 、必要 ^{ひつよう} に応じて ^{おう} 排せつ ^{はい} 、食事 ^{しょくじ} などの介護 ^{かいご} を行います。
こうどうえんご 行動援護	知的障がい ^{ちてきしょう} 、精神障がい ^{せいしんしょう} または発達障がい ^{はったつしょう} によって、行動上 ^{こうどうじょう} 著しい ^{いちじる} 困難 ^{こんなん} があるために常時介護 ^{じょうじかいご} が必要な方 ^{ひつよう} に対して、行動 ^{こうどう} する際に ^{さい} 生じる ^{しょう} 危険 ^{きけん} を回避 ^{かいひ} するために必要な支援 ^{ひつよう} 、外出時 ^{しえん} の移動支援 ^{がいしゅつじ} を行 ^{いどうしえん} います。 ^{おこな}
たんきにゅうしょ 短期入所	介護者 ^{かいごしゃ} の病気 ^{びょうき} などによって短期間 ^{たんきかん} の入所 ^{にゅうしょ} が必要な方 ^{ひつよう} に対して、施設 ^{かた} で入浴 ^{たい} 、排せつ ^{しせつ} 、食事 ^{しょくじ} の介護 ^{かいご} などを行 ^{おこな} います。
りょうようかいご 療養介護	医療 ^{いりょう} と常時介護 ^{じょうじかいご} を必要 ^{ひつよう} がある人 ^{ひと} に対して、病院 ^{びょういん} などで行われる機能 ^{きのう} 訓練 ^{くんれん} 、療養上 ^{りょうようじょう} の管理 ^{かんり} 、看護 ^{かんご} 、医学的 ^{いがくてき} 管理 ^{かんり} の下 ^{もと} で介護 ^{かいご} および日常 ^{にちじょう} 生活 ^{せいかつじょう} 上の援助 ^{えんじょ} を行 ^{おこな} います。
せいかつかいご 生活介護	常に介護 ^{かいご} が必要な方 ^{ひつよう} に対して、日中 ^{にちちゅう} に施設等 ^{しせつどう} において、入浴 ^{にゅうよく} 、排せつ ^{はい} 、食事 ^{しょくじ} の介護 ^{かいご} や創造的 ^{そうぞうてき} 活動 ^{かつどう} 、生産活動 ^{せいさんかつどう} の機会 ^{きかい} 提供 ^{ていきょう} などを行 ^{おこな} います。
しせつにゅうしょしえん 施設入所支援	施設 ^{しせつ} に入所 ^{にゅうしょ} する方 ^{かた} に対して、夜間 ^{やかん} や休日 ^{きゅうじつ} に、入浴 ^{にゅうよく} 、排せつ ^{はい} 、食事 ^{しょくじ} の介護 ^{かいご} などを行 ^{おこな} います。

(2) 訓練等給付の種類

じりつくんれん せいかつくんれん 自立訓練(生活訓練 ・機能訓練)	自立 ^{じりつ} した日常生活 ^{にちじょうせいかつ} や社会生活 ^{しゃかいせいかつ} を営むため、自分で身の回り ^{いとな} のことができるよう、身体機能 ^{じぶん} や生活能力 ^み の向上 ^{まわ} に必要な訓練 ^{しんたいきのう} などを行 ^{せいかつのうりよく} います。 ^{こうじょう} ・機能訓練 ^{ひつよう} ・機能訓練 ^{くんれん}
---	---

しゅうろういこうしえん 就 労 移行支援	いっばんしゅうろう きぼう せいさんかつどう きかい ていきょう 一 般 就 労 を 希 望 す る 方 に 対 し て 、 生 産 活 動 な ど の 機 会 の 提 供 つう しょうろう ひつよう ちしき のうりよくこうじょう ひつよう くんれん を 通 じ て 、 就 労 に 必 要 な 知 識 や 能 力 向 上 の た め に 必 要 な 訓 練 おこな な ど を 行 い ま す 。
しゅうろうていちゃくしえん 就 労 定 着 支援	しゅうろういこうしえん りよう しゅうしょく しゅうろう 就 労 移 行 支 援 な ど を 利 用 し て 就 職 し た 方 に 対 し て 、 就 労 を けいぞく きぎょう いりようきかんとく かんけいきかん れんらくちようせい 継 続 で き る よ う に 企 業 や 医 療 機 関 等 の 関 係 機 関 と の 連 絡 調 整 を しょうろう と も な せいかつめん かだい そうだん しえん 行 う と と も に 、 就 労 に 伴 う 生 活 面 の 課 題 に 対 す る 相 談 や 支 援 な ど を 行 い ま す 。
しゅうろうけいぞくしえん 就 労 継 続 支援 (A 型 ・ 雇 用 型 、 B がた こようがた 型 ・ 非 雇 用 型)	いっばんきぎょう こよう こんなん しゅうろうきかい 一 般 企 業 な ど で 雇 用 さ れ る こ と が 困 難 な 方 に 対 し て 就 労 機 会 の ていきょう せいさんかつどう きかい ていきょう つう ちしき のうりよくこうじょう 提 供 と 生 産 活 動 な ど の 機 会 の 提 供 を 通 じ て 、 知 識 や 能 力 向 上 ひつよう くんれん の た め に 必 要 な 訓 練 を 行 い ま す 。
きょうどうせいかつえんじょ 共 同 生 活 援 助 (グ ル ー プ ホ ー ム)	やかん きゅうじつ きょうどうせいかつ そうだん にゅうよく はい 夜 間 や 休 日 に お い て 、 共 同 生 活 を 行 う 上 で 相 談 、 入 浴 、 排 せつ また は 食 事 の 介 護 、 そ の 他 の 日 常 的 な 支 援 を 行 い ま す 。

(3) 相談支援給付の種類

ちいきいこうしえん 地 域 移 行 支援	じゅうきょ かくほ た ち い き いこう かつどう かん 住 居 の 確 保 そ の 他 地 域 に お け る 生 活 に 移 行 す る た め の 活 動 に 関 する 相談 や 支 援 な ど を 行 い ま す 。
ちいきていちゃくしえん 地 域 定 着 支援	つね れんらく と たいせい かくほ しょう とくせい きいん 常 に 連 絡 が 取 れ る 体 制 を 確 保 し 、 障 が い 特 性 に 起 因 し て しょう きんきゅう しえん ひつよう じたい しょう ほうもん そうだん 生 じ た 緊 急 に 支 援 が 必 要 な 事 態 が 生 じ た 時 に 、 訪 問 や 相 談 な ど の 必 要 な 支 援 を 行 い ま す 。
けいかくそうだんしえん 計 画 相 談 支 援	しょうがいふくし りよう かん いこう じじょう かんあん 障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 利 用 に 関 す る 意 向 、 そ の 他 の 事 情 を 勘 案 りよう しゅるい きざい りようけいかく し 、 利 用 サ ー ビ ス の 種 類 や 内 容 を 記 載 し た サ ー ビ ス の 利 用 計 画 の さくせい 作 成 な ど を 行 い ま す 。

(4) 障害児通所支援の種類

じどうはったつしえん 児 童 発 達 支 援	りょういく かんてん しゅうだんりょういく こべつりょういく ひつよう 療 育 の 観 点 か ら 集 団 療 育 お よ び 個 別 療 育 を 行 う 必 要 が あ る みと みしゅうがくじ にちじょうせいかつ きほんてき と 認 め ら れ る 未 就 学 児 に 対 し て 、 日 常 生 活 に お け る 基 本 的 な どうさ しどう ちしきぎのう ふよ しゅうだんせいかつ てきおうくんれん 動 作 の 指 導 、 知 識 技 能 の 付 与 、 集 団 生 活 へ の 適 応 訓 練 な ど を 行 い ま す 。
---------------------------	---

きょたくほうもんがたじどうはったつ 居宅訪問型児童発達 支援	じゅうど しょう 重度の障がいなどにより、がいしゅつ いちじる 外出が著しく困難な児童に対し て、きょたく にちじょうせいかつ 日常生活における基本的な動作の指導、ちしき ぎのう ふ よ しゅうだんせいかつ てきおうくんれん 技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
ほうかごとう 放課後等 デイサー ビス	しゅうがく しょう 就学している障がい児に対して、ほうかご なつやす 放課後や夏休みなどの長期 きゅうかちゅう せいかつのうりよく こうじょう ひつよう 休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会 とうりゅう そくしん けいぞくてき ていきょう との交流の促進などを継続的に提供します。
ほいくしょうほうもんしえん 保育所等訪問支援	ほいくえん ようちえん しゅうがっこう 保育園、幼稚園、小学校などを利用中の障がい児、又は今後利 用する予定の障がい児が、ほいくえん しょうだんせいかつ てきおう 保育園等における集団生活の適応のため せんもんてき ほうもんしえん 専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施すること により、保育園等の安定した利用をそくしん 促進します。
しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援	しょうがいじつうしよしえん りよう かん いこう 障害児通所支援の利用に関する意向、その他の事情を勘案し、 りよう しょうがいじえん りようけいかく 利用するサービスの種類や内容を記載した障害児支援利用計画の さくせい 作成などを行います。



申請・問い合わせ先：福祉課

2 ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業（共通）

しょう 障がいのある方へのサービスは、このしょう ていど かんあん じこう しゃかい 個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会
 かつどう かいごしや きょじゅう じょうきょう ふ こべつ しきゅうけつてい しょうがいふくし 活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定される障害福祉サ
 ービス以外に、い がい しょうがいしやそうごうしえんほうだい じょう もと しょう しゃ のうりよく 障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者がその有する能力
 や適性に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう「ちいき
 せいかつしえんじぎょう つぎ じぎょう じっし 生活支援事業」として次のような事業を実施しています。

● しょうだんしえんじぎょう りようしやふたん 相談支援事業（利用者負担なし）

しょう 障がい者や障がい者のほごしや かいごしや しょうだんしえん じょうほう ていきょう 保護者、介護者などからの相談支援、情報の提供や
 じよげん かんけいきかん れんらくちようせい けんりようご ひつよう えんじょ 助言、関係機関との連絡調整や障がい者のための権利擁護などの必要な援助
 を行います。

● せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業（利用者負担なし）

しょうがいふくし サービスを利用する上で、せいねんこうけんせいど 利用が必要と
認められる方に対し、せいねんこうけんせいど 成年後見制度の利用への支援を行います。

●意思疎通支援事業（利用者負担なし）

○手話通訳者・要約筆記者派遣事業

ちょうかく おんせい げんごきのう 聴覚、音声・言語機能、その他のしょうがい 障害のため、いしそつう はか 意思疎通を図ることに
しょう 支障がある方にしゅわつうやくしゃ 手話通訳者やようやくひつきしゃ 要約筆記者をはけん 派遣し、いしそつう えんかつか 意思疎通の円滑化を
はか 図ります。

○手話通訳者の設置事業

ちょうかくしょう 聴覚障がい者などのいしそつう えんかつか はか 意思疎通の円滑化を図るため、しやくしょふくしか
しゅわつうやくしゃ 手話通訳者をせっち 設置しています。

●日常生活用具給付等事業（利用者負担原則Ⅰ割）

ざいたく 在宅のしょうがい者、しょうがい児の方のにちじょうせいかつ しえん 日常生活を支援するため、にちじょうせいかつようぐ
きゅうふ 給付します。詳しくはⅠページをご覧ください。

●移動支援事業（利用者負担原則Ⅰ割）

おくがい いどう こんなん 屋外での移動が困難な方に対し、しゃかいせいかつじょうひつようふ かけつ がいしゅつ よか
どのしゃかいさんか 社会参加のためのがいしゅつ さい いどう しえん 外出の際の移動の支援を行います。

●地域活動支援センター事業（利用者負担原則Ⅰ割）

ちいき せいかつ そくしん 地域での生活の促進のため、そうさくてきかつどう 創作的活動、せいさんかつどう きかい ていきょう しゃかい
のこうりゅう 交流の促進などを図ります。

●訪問入浴サービス事業（利用者負担原則Ⅰ割）

ちいき しえん 地域での生活を支援するため、ほうもん きょたく 訪問により居宅において入浴サービスをていきょう
しんたい せいけつ ほじ しんしんきのう いじ はか 提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

●日中一時支援事業（利用者負担原則Ⅰ割）

しょう しょう しょう 障がい者などの日中における活動の場を確保することにより、しょう しょう
しゅうろうしえん いちじてき きゅうそく しえん おこな 家族の就労支援、一時的な休息のための支援を行います。

●自動車運転免許取得費助成事業（助成限度額 10万円）

社会参加促進のため自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
詳しくは13ページをご覧ください。

●自動車改造費助成事業（助成限度額 10万円）

就労などに伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成します。詳しくは13ページをご覧ください。

申請・問い合わせ先：福祉課

【3】医療費の助成



1 福祉医療費の助成（身体・知的・精神）

福祉医療費の助成とは、次に掲げる方が医療機関などで受診した場合に、保険診療医療費の自己負担額（高齢者医療確保法の場合は自己負担額）を助成する制度です。

対象者	身体障害者手帳1～3級を持っている方
	身体障害者手帳4級（特定の障がいのみ）の方 ※助成対象の有無に関しては福祉課へ相談してください。
	戦傷病者手帳（特別項症～第4項症）と身体障害者手帳4級両方を持っている方
	療育手帳A1、A2、B1を持っている方
	精神障害者保健福祉手帳1、2級を持っている方
注意事項	有効期限外の障害者手帳の場合は、対象になりません。

しょうがいしゃてちょう こうふ しんき こうしんとう おく いりょうひじよせい おく
障害者手帳の交付(新規・更新等)が遅れると、医療費助成が遅れ
じ こ ふ た ん ば あ い しょうがいしゃてちょう てつづ ねが
自己負担になる場合があります。障害者手帳の手続きは早めをお願い
いたします。

申請・問い合わせ先：福祉課

2 自立支援医療制度（共通）

じりつしえんいりょうせいど しんしん じよきよ けいげん いりょう
自立支援医療制度は、心身の障がい除去、軽減するための医療について、
いりょうひ じ こ ふ た ん が く けいげん こうひふたんいりょうせいど
医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

① 自立支援医療（更生医療）

じりつしえん いりょう こうせい いりょう
その障がい除去、軽減手術等の治療によって確実に効果がでるものに対
して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。制度
を利用するには事前の申請と判定が必要になります。

対象者

しんたいしょうがいしゃてちょう さいいじょう たいしょう ちりょう う
身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で対象となる治療を受ける方

注意事項

- 自己負担額が医療費（身体障害者手帳に記載されている障がいに対する治療に
かん いりょうひ かぎ
関する医療費に限り）の1割となります。
- 世帯の所得等に応じて月額自己負担上限額が設定されます。
- 身体障害者手帳の交付申請と同時に申請することもできますが、その場合は
じぜん ふくしか そうだん
事前に福祉課に相談してください。

② 自立支援医療（育成医療）

しょう また しっかん かか いりょう しょうらい しょう のこ みと
その障がい又は疾患に係る医療を行わないと将来において障がいを残すと認めら
れる方で、手術等によって障がいの改善が見込まれるものに対して提供される、育成
のために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。制度を利用するには事前の
しんせい はんてい ひつよう
申請と判定が必要になります。

対象者

ほごしゃ どうし じゅうしょ ゆう
保護者が当市に住 所 を有する 18 歳未満の方で対象となる治療を受ける方

注意事項

- 医療保険各法による医療給付を優先し、その残額から自己負担額を控除した額を助成し、原則、治療費の 1 割が自己負担額となります。
- 世帯の所得等に応じて月額の自己負担上限額が設定されます。

③ 自立支援医療（精神通院医療）

つういん せいしんいりょう ひつよう かた つういんいりょうひ じ こふたん けいげん
通院による精神医療を続ける必要がある方の通院医療費の自己負担の軽減を行うもの
です。制度を利用するには事前の申請と判定が必要になります。

対象者

どうごうしっちょうしょう せいしんしょう つういん ちりょう つづ
統合失調症、うつ病、てんかんなど精神障がいにより、通院による治療を続ける必要がある状態の方

注意事項

【医療費軽減の範囲】

せいしんしょう きいん びょうたい せいしんつういんいりょう たんどう
精神障がいやそれに起因して生じた病態に対して精神通院医療を担当する
医師による医療（外来、外来での投薬、デイケア、訪問看護なども含まれま
す）が対象となります。ただし、次のような医療は対象外となります。

（1）入院医療の費用

（2）公的医療保険が対象とならない治療、投薬、病院や診療所以外でのカ
ウンセリング費用

（3）精神障がいとは関係ない疾患の医療費

【自己負担額等】

○一般の方であれば公的医療保険で 3 割の医療費を負担しているところが、1
割に軽減されます。

○世帯の所得等に応じて月額の自己負担上限額が設定されます。

○精神障害者保健福祉手帳の交付申請と同時に申請することもできます。

3 自立支援医療費（精神通院）助成（精神）

精神障がい者の通院促進を目的として、「自立支援医療受給者証（精神通院）」の交付を受けた、全ての方の精神通院費用（自己負担！割分）を助成します。

○申請に必要なもの

1. 医療費の領収書原本（受診者の氏名、診療月、保険点数の記載があり、領収印があるもの。レシートではこれらが確認できないため、受付できません。）

※領収書のない場合、お支払いできないことがあります。

2. 自己負担上限額管理表

3. 通帳等振込先が分かるもの（初めて申請する場合のみ）

※福祉医療費受給者証をお持ちの方については、福祉医療の助成を受けてください。

※本制度は9月30日通院分までで助成を終了し、10月からは低所得者の方を対象に助成をします。

申請・問い合わせ先：福祉課

【4】税金に関すること

1 所得税・住民税に関する控除（身体・知的・精神）

障がいのある方は、障害者控除をはじめ、各種控除や減免を受けられます。

①障害者控除

本人が障がい者である又は障がい者である親族（同一生計配偶者又は扶養親族）を扶養している方は障害者控除として、所得税の場合は、1人当たり27万円（住民税の場合は26万円）を所得金額から差し引くことができます。

②特別障害者控除

本人が重度の障がい者（※）である又は重度の障がい者である親族（同一生計配偶者又は扶養親族）を扶養している方は特別障害者控除として、所得税の場合は、1人当たり40万円（住民税の場合は30万円）を所得金額から差し引くことができます。また、同一生計配偶者又は扶養親族が重度の障がい者であな、その配偶者又はあなたと生計を一にする親族のいずれかと同居しているときは、所得税の場合は、1人当たり75万円（住民税の場合は53万円）を所得金額から差し引くことができます。

※ここで言う「^{じゅうど}重度の障がい者」とは、^{しんたいしょうがいしやてちょう}身体障害者手帳の１級、２級の方、^{りょういくてちょう}療育手帳のＡ１、Ａ２の方、^{せいしんしょうがいしやほけんふくしてちょう}精神障害者保健福祉手帳の１級の障がいを有している方などをいいます。

問い合わせ先：^{せきぜいむしょ}関税務署・^{ぜいむか}税務課

2 ^{じどうしやぜいしゅべつわり}自動車税種別割などの^{げんめん}減免（^{しんたい}身体・^{ちてき}知的・^{せいしん}精神・^{ほか}その他）

^{しんたいしょうがいしやてちょう}身体障害者手帳、^{りょういくてちょう}療育手帳、^{せいしんしょうがいしやほけんふくしてちょう}精神障害者保健福祉手帳、^{せんしょうびようしやてちょう}戦傷病者手帳を
^{こうふ}交付されている方で、^{ていど}障がいの程度が^{げんめん}減免を受けることができる^{しょうがい}障害の範囲に該当
し、さらに自動車^{げんめんようけん}が減免要件を満たす場合に^み申請期限までに^{ばあい}申請されることにより、
^{しんせい}減免を受けることができます。

①^{たいしょう}対象となる自動車

^{しゃけんしょう}車検証の^{しやうしや}所有者（^{ふ、かきじつげんざい}納税義務者）が^{ふ、かきじつげんざい}賦課期日現在、^{しんたいしょう}障がい者本人でなければなり
ません。ただし、^{ちてき}知的障がい者、^{せいしん}精神障がい者、^{さいみまん}１８歳未満の^{しんたいしょう}身体障がい者の
^{ばあい}場合は、^{せいけい}障がい者本人と^{いつ}生計を一にする方が^{しやうしや}所有者であっても^{たいしょう}対象となります。

②^{げんめん}減免の^{ようけん}要件

^{げんめん}減免は^{ほんにんうんてん}本人運転の場合は、^{ばあい}障がい者本人が^{もっぱ}専ら^{うんてん}運転すること。^{いつ}生計を一にする
方が^{うんてん}運転の場合は、^{せいけいどういつしや}生計同一者が^{つうがく}障がい者の^{つういん}通学、^{つうしよ}通院、^{ほかしやかいさんか}通所その他社会参加の
ために^{うんてん}運転することが^{ようけん}要件となります。^{せいけい}生計を一にする方が^{うんてん}運転する場合、^{ばあい}障がい者本人が^{ちようきかん}長期間にわたって^{いりようきかん}医療機関に^{にゆういん}入院している、又は^{しせつとう}施設等に^{にゆうしよ}入所され
ている場合は^{げんめん}減免の^{たいしょう}対象となりません。

③^{げんめん}減免の^{たいしょう}対象となる^{じどうしや}自動車

^{げんめん}減免される自動車は^{しんせい}障がい者の方１人につき１台です。

^{しんせい}申請・問い合わせ先：^{ふつうしや}普通車→^{かくけんぜいじむしょ}各県税事務所 ^{けいじどうしや}軽自動車→^{ぜいむか}税務課

【5】外出支援サービス等

1 公共交通機関等の運賃の割引（身体・知的・精神）

身体障がい者・知的障がい者ともに公共交通機関の窓口到手帳を提示することによって、運賃の割引サービスが受けられます。

手帳に記載されている旅客鉄道株式会社運賃減額の適用種別（第1種、第2種）により、割引を受けられるサービス種類が異なります。

ただし、精神障がい者については、路線バスと一部の鉄道会社の利用についてのみ運賃割引が適用されます。

問い合わせ先：各公共交通機関

まちづくり課（あい愛バス）

2 有料道路通行料金の割引（身体・知的）

身体障がい者・知的障がい者（A1、A2）とともに有料道路料金所において手帳を提示（又はETCの障害者割引登録によりETCレーンを通過）することによって、通行料金の50%の割引サービスが受けられます。

ただし、手帳に記載されている旅客鉄道株式会社運賃減額の適用種別（第1種、第2種）により、第2種の方は、障がい者本人が運転しないと割引が適用されないなど条件があります。

また、サービスを利用するには、事前に福祉課にて車両登録等の手続きをする必要があります。更新の場合は、有効期限終期の2カ月前から更新手続きをすることができます。

なお、各種ETC時間帯割引等との重複適用はされません。障害者割引と比較して安価な料金が適用されます。

申請・問い合わせ先：福祉課

3 駐車禁止規制の適用除外（身体・知的・精神）

歩行困難な身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者が使用する車両について、道路標識等による駐車規制が除外される制度です。申請が認可されると「駐車禁止除外指定車標章」が交付されます。

たいしょうしゃ 対象者	ていど 障がいの程度
しんたい 身体障がい	・視覚、下肢機能、体幹、移動機能（乳幼児以前の非進行性の脳病変による上肢機能障がいの場合は１級、２級）の障がいの場合は１～４級 ・聴覚障がいの場合は２級、３級 ・平衡機能障がいの場合は３級 ・上肢機能障がいの場合は１級、２級の１及び２級の２ ・内部障がい又はヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障がいの場合は１級～３級
ちてき 知的障がい	A１、A２
せいしん 精神障がい	１級

しんせい か も けいさつしよこうつうか
申請・問い合わせ先：加茂警察署交通課

4 パーキングパーミット制度（共通）

せいりゆう ちゅうしゃじょうりようしよせいど
～ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度～

くるまいすようちゅうしゃじょう ほこうこんなんしゃ くかく ちゅうしゃじょう りよう
車椅子用駐車場や歩行困難者などプラスワン区画の駐車場などを利用できる
たいしょうしゃ りようしよ こうふ くるまいす ほこうこんなん ゆうせんてき ちゅう
対象者に対して県が利用証を交付し、車椅子の方や歩行困難な方が優先的に駐
しゃじょう りよう せいど しんせいまどぐち ぎふけんちいきふくしか かくけんじむしよふくしか
車場を利用できる制度です。申請窓口は岐阜県地域福祉課または各県事務所福祉課
です。

たいしょうしゃ
○対象者

こうれいしゃ なんびょうかんじゃ にんさんぶ てちょうなど どうきゅう いってい
障がい者、高齢者、難病患者、妊産婦、けが人のうち、手帳等の等級が一定の
ようけん み ほこうこんなん
要件を満たす歩行困難な方。

しんせい か も けんじむしよふくし
申請・問い合わせ先：可茂県事務所福祉課

5 運転免許取得費助成（身体・知的）

しんたいしよがいしゃてちょう りよういくてちょうしよじしゃ ふつううんてんめんきよ しゅどく しゃかいさんか
身体障害者手帳又は療育手帳所持者で、普通運転免許を取得し社会参加しよう
とする人に、免許取得費用（教習所の教習費用）の一部を助成します。

じよせいげんどかく
○助成限度額 １０万円

めんきよしゅどくご しんせい しんせいきげん めんきよしゅどく ねんい
＊免許取得後の申請となります。申請期限は免許取得から１年以内までです。

しんせい ふくしか
申請・問い合わせ先：福祉課

6 自動車改造費助成（身体）

自分で車を運転することができる身体障がい者が、就労等のために本人所有の車を手ブレーキ・手アクセル等（操作に関わる部分）の本人仕様に改造する際に、その費用の一部を助成します。

○助成限度額 10万円

※事前申請が必要となります。

※5年以内に同様の助成を受けている場合は対象外となります。

申請・問い合わせ先：福祉課

7 介助用自動車購入助成（身体）

在宅で、下肢または体幹機能障がい2級以上かつ移動に車椅子を必要とする身体障がい者を乗せるための介助用自動車（リフト、スロープ、回転シート等の機能を有する自動車）を購入または改造する際の費用の一部を助成します。

○助成限度額 24万円

※事前申請が必要となります。

※5年以内に同様の助成を受けている場合は対象外となります。

申請・問い合わせ先：福祉課

8 精神障害者小規模作業所等交通費助成事業（精神）

精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援事業所等へ公共交通機関で通う場合の交通費の1/2を助成します。

※事前申請が必要となります。

申請・問い合わせ先：福祉課

9 重度心身障害者移動支援券（身体・知的・精神）

重度の障がい者の移動費用の一部を助成するために、市の指定事業者でのみ利用可能な移動支援券（タクシー・ガソリン券）を交付します。

たいしょうしゃ 対象者	① ～④の全ての要件を満たす方 ① 身体障害者手帳 1～3級 療育手帳 A1、A2 精神障害者保健福祉手帳 1、2級 ② 在宅の人（施設入所中や入院中の人）は、交付対象となりません。） ③ 障がい者本人名義の自動車および運転免許証を所持していない人。（どちらか片方のみを所持している人は、交付を受けられません。） ④ 障害を理由として、本人または家族が自動車税種別割の減免を受けていない人
じよせいかく 助成額	ねんがく 年額 15,500円（500円券×31枚） ねんどちゅう しんせい ばあい つきわりそうとうがく ＊年度途中での申請の場合は、月割相当額

しんせい ふくしか
申請・問い合わせ先：福祉課

10 血液透析患者交通費助成券（身体）

血液透析を受けている人の交通費の一部を助成するために、市の指定事業者での
利用可能な交通費助成券（タクシー・ガソリン券）を交付します。

たいしょうしゃ 対象者	① ～④の全ての要件を満たす方 ① じん臓機能障がいにより、身体障害者手帳1級の交付を受けている人 ② 血液透析療法を受けるために、定期的に医療機関へ通院している人 （腹膜透析療法を受けている人は、交付対象となりません） ③ 在宅の人（施設入所中や入院中の人）は、交付対象となりません。） ④ 重度心身障害者移動支援券の交付を受けていない人 （自動車を所有していない人に対しては、重度心身障害者移動支援券を交付します。）
じよせいかく 助成額	ねんがく 年額 15,500円（500円券×31枚） ねんどちゅう しんせい ばあい つきわりそうとうがく ＊年度途中での申請の場合は、月割相当額

しんせい ふくしか
申請・問い合わせ先：福祉課

【6】 手当・年金・共済制度

1 特別障害者手当（身体・知的・精神）

支給対象者	精神または身体に法令で定める程度の著しく重度の障がいがあるため日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の障がい者
支給制限	① 本人及び扶養義務者等の所得が一定以上ある場合 ② 施設に入所中の方 ③ 医療機関に継続して3ヵ月を超えて入院している方
手当額	月額28,840円（令和6年度時点）
手当の支給	年4回（2月、5月、8月、11月）

申請・問い合わせ先：福祉課

2 障害児福祉手当（身体・知的・精神）

支給対象者	精神または身体に法令で定める程度の重度の障がいがあるため日常生活において常時の介護を要する20歳未満の障がい児の方
支給制限	① 本人及び扶養義務者等の所得が一定以上ある場合 ② 施設に入所中の児童 ③ 政令に定める公的年金を受給している場合
手当額	月額15,690円（令和6年度時点）
手当の支給	年4回（2月、5月、8月、11月）

申請・問い合わせ先：福祉課

3 特別児童扶養手当（身体・知的・精神）

支給対象者	精神または身体に法令で定める程度の障がいを持つ20歳未満の児童を監護または養育している父母または養育者
支給制限	① 手当を請求する人の前年の所得が一定金額以上であるとき、 または手当を請求する人と同居している配偶者および扶養

	ぎむしや ぜんねん しょとく いっていきんがくいじょう 義務者の前年の所得が一定金額以上あるとき じどう しせつ にゅうしょちゅう ② 児童が施設に入所中のとき じどう ほう さだ こうてきねんきん じゅきゅう ③ 児童が法に定める公的年金を受給しているとき
てあてがく 手当額	たいしょうじ 対象児1人につき 1級 月額 55,350円 (令和6年度時点) 2級 月額 36,860円 (令和6年度時点)
てあて しきゅう 手当の支給	年3回(4月、8月、12月)

しんせい ふくしか
申請・問い合わせ先：福祉課

4 じゅうどしんしんしょうがいじふくしてあて じどう ほごしや 重度心身障害児福祉手当 (児童の保護者)

しきゅうたいしょうじ 支給対象児	しんたい ちてき じゅうど さいみまん じどう しんたい 身体又は知的に重度の障がいがある20歳未満の児童で、身体 しょうがいしやてちよう きゅう りょういくてちよう 障害者手帳では1～2級、療育手帳ではA1、A2の手帳を しよじ みせいねんこうけん 所持している児童を保護している者(親権を行う者。未成年後見 にん ほか 人、その他児童を現に保護している者)。
しきゅうせいげん 支給制限	しょうがいじふくしてあて じゅきゅう じどう ほごしや 障害児福祉手当を受給していない児童の保護者であること。
てあてがく 手当額	たいしょうじ 対象児1人につき げつがく ざいたく れいわ じてん 月額 在宅 6,000円 (令和6年度時点) いがい れいわ じてん 在宅以外 3,000円 (令和6年度時点)
てあて しきゅう 手当の支給	年3回(8月、12月、3月)

しんせい ふくしか
申請・問い合わせ先：福祉課

5 障害基礎年金（共通）

支給対象者	20歳以上で、国民年金法に定める程度の障がい（障害）を有し、次のいずれに該当する方 ① 20歳になる前に、けがや病気で障がい者となった方 ② 国民年金に加入中にケガや病気で障がい者となった方 ただしその障がいの初診日以前に、加入期間の3分の2以上の保険料を納めている（免除期間を含む）ことが必要です。（初診日が令和8年3月31日までならば、直近1年間に滞納がなければ対象となります。） *老齢基礎年金を繰り上げて受給している方は除きます。
障害認定時	初診日から1年6ヶ月を経過した日（その間に治った場合はなお治った時）
支給制限	他の公的年金との併給は原則としてされません。 *平成18年4月より老齢厚生年金、遺族厚生年金とは併給可能
年金額	1級 1,020,000円（年額）+ 子の加算 2級 816,000円（年額）+ 子の加算 *子の加算額→第1・2子：各2月234,800円 第3子以降：各78,300円（令和6年度時点）

申請・問い合わせ先：美濃加茂年金事務所

6 心身障害者扶養共済制度（共通）

心身障がい者の保護者が、加入申込をして毎月一定額の掛金（加入時の年齢により異なる）を納付し、その後、その保護者が死亡または重度障がいとなった場合に、残された心身障がい者に1口あたり毎月2万円の終身年金が支給される制度です。

問い合わせ先：岐阜県障害福祉課

【7】 公共料金等の減免



1 携帯電話料金等の割引 (共通)

障がい者が携帯電話を利用する際、通話料等の割引や障がい者料金プランが利用できます。割引内容・手続等は、携帯電話事業者によって異なりますので、詳しくは各社にお問合せください。

問い合わせ先：各携帯電話会社

2 NHK放送受信料の免除 (共通)

免除の種類	免除の対象者
全額免除	「身体障がい者」「知的障がい者」「精神障がい者」が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合。
半額免除	視覚・聴覚障がい者が世帯主かつ受信契約者の場合。 重度の障がい者〈身体障がい者（1級・2級）、知的障がい者（A1、A2）、精神障がい者（1級）〉が世帯主かつ受信契約者の場合。

申請・問い合わせ先：福祉課

【8】 相談窓口

1 相談支援事業所（美濃加茂市が委託する相談支援窓口）（共通）

障がいに関する総合的な相談や専門的な相談の窓口として、ご利用下さい。

●美濃加茂市社協障がい者相談支援センター（共通）

〒505-0043 岐阜県美濃加茂市深田町三丁目5番8号
電話 0574-28-6556

●地域生活支援センターひびき（精神）

〒505-0004 岐阜県美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3555
電話 0574-25-1294

●地域活動支援センターかざぐるま（精神）

〒501-3932 岐阜県関市稲口774-1
電話 0575-21-5566

●^{ちいきせいかつしえん}地域生活支援センターすいせい（^{せいしん}精神）

〒501-4106 ^{ぎふけんぐじょうしみなみちょうはくさん}岐阜県郡上市美並町白山847-1
電話 0575-79-2304

●^{ちいきせいかつしえん}ひまわりの丘地域生活支援センター（^{きょうつう}共通）

〒501-3938 ^{ぎふけんせきしきりがおか}岐阜県関市桐ヶ丘三丁目2番地
電話 0575-23-2551

●^{みたに さと きょうつう}美谷の里（^{きょうつう}共通）

〒501-2601 ^{ぎふけんせきしむげがわちやうたにぐち}岐阜県関市武芸川町谷口2069
電話 0575-37-2676

2 ^{そうだんしつ せいしんほけん きょうつう}こころの相談室（^{せいしんほけん}精神保健）（^{きょうつう}共通）

^{ほんし}本市では、^{ていきてき}定期的に「^{そうだんしつ せいしんほけん}こころの相談室（^{せいしんほけん}精神保健）」を^{かいさい}開催しています。^{そうだんかい}相談会
^{りよう}をご利用になりたい方は、^{じぜんよやく ひつよう}事前予約が必要ですので^{けんこうか}健康課まで^{れんらく}ご連絡ください。

○^{にち}日 ^じ時 毎月 第4月曜日（月によって変動あり）

○^ば場 ^{しょ}所 美濃加茂市保健センター（^{そうだんしつ}こころの相談室）

○申し込み ^{こべつそうだん きぼう}個別相談をご希望される場合は^{ばあい}電話にて^{よやく}ご予約ください。

問い合わせ先：^{けんこうか}健康課

3 ^{みのかもし ぎやくたいぼうし きょうつう}美濃加茂市障がい者虐待防止センター（^{きょうつう}共通）

『^{しょうがいしやぎやくたいぼうしほう}障害者虐待防止法』に関する^{せっきよくてき こうほう}積極的な広報・啓発活動を^{けいはつ}実施しています。高
^{れいしや}齢者や子どもの^{れんけい}虐待防止に対する^{れんけい}取組とも連携を図はかりながら、^{こう}虐待の防止、虐待
発生時の^{そうきはっけん いちじほご}早期発見、一時保護等の^{さいはつ}早期対応、虐待に関する相談、再発防止等
に^{そうだん}取組んでいます。もしの場合は、^{そうだん}早めのご相談をお願いします。

問い合わせ先：^{ふくしか}福祉課

4 ^{みのかもしけんりようごしえん きょうつう}美濃加茂市権利擁護支援センター（^{きょうつう}共通）

私たちは^{まいにち}毎日たくさんの事を自分の^{いし}意思で決めて生活しています。それは、自分で
「^{けんり}権利」を「^{ようご}擁護」しているということになります。^{ちてき}知的障がいや^{せいしん}精神障がいなどで、
^{けいやく}契約やお金の^{かんり}管理等、^{せいかつ}生活の中で^{はんだん}色々な事がうまく^{うま}判断できない、人に上手く伝えら
れないとき、あなたの^{おも}想いを大切にしながら、^{いっしょ}どうしたらいいかを一緒に考えたり、
^{ふくし}福祉や^{ほうりつ}法律の^{せんもんか}専門家とつながりながら^{そうだん}相談を行っています。

問い合わせ先：^{みのかもししゃかいふくしきやうぎかい}美濃加茂市社会福祉協議会 電話：0574-28-1126

5 心と暮らしの相談窓口（共通）

お仕事の^{しごと}こと・お金の^{かね}こと・こころの^{こころ}病^{やまい}・DVや虐待^{ぎゃくたい}・ひきこもり^{ひきこもり}・不登校^{ふとうこう}・人づきあいが^{にがて}苦手^{にがて}・1歩踏み出す^{ぽふ}勇気が^{ゆうき}ほしい^{ほしい}・など「暮らしの中の^{こま}困りごと^{こま}」について、あなたと一緒に^{いっしょ}解決策^{かいけつさく}を考えていきます。気軽に^{きがる}ご相談^{そうだん}ください。

問い合わせ先：福祉課

【9】その他

1 難聴児補聴器購入費助成事業

身体障^{しんたいしょうがい}害^{がい}者^{しゃ}手帳^{ていしょう}の交付^{こうふ}対^{たい}象^{しょう}とならない軽^{けい}・中度^{ちゅうど}難聴^{なんちやうじ}児^この聴^{ちやうりよく}力^{りき}の向^{こう}上^{じやう}、言語^{げんご}取得^{しゅとく}およびコミュニケーション能^{のうりよく}力^{りき}の向^{こう}上^{じやう}を支^{しえん}援^{えん}するため、補聴器^{ほちやうき}購^{こう}入^{にゅう}費^ひ等^{とう}に要^{よう}する費用^{ひよう}の3分の2を助成します。

○対象者

- ・美濃加茂市^{みのかもし}に住所^{じゅうしょ}を有^{さいみまん}する18歳未^{さい}満^{まん}の方^{かた}
- ・両^{りやう}耳^{みみ}の聴^{ちやうりよく}力^{りき}レ^れベル^{べる}が30デシベル以上70デシベル未^み満^{まん}の方^{かた}
- ・補聴器^{ほちやうき}の装^{そう}用^{よう}により、一定^{いってい}の效果^{こうか}が期^き待^{たい}できると医^い師^しが判^{はん}断^{だん}した方^{かた}

※購^{こう}入^{にゅう}前^{ぜん}に申^{しん}請^{せい}が必要^{ひつよう}です。

申請・問い合わせ先：福祉課

2 し尿取扱料金の助成（共通）

し尿取扱料金の1/2を助成^{じよせい}します。「し尿取扱助成券^{じよさい}」を最大^{さいだい}6枚^{はんとしぶん}（半年分）を4月と10月に郵送にて交付しますので、し尿取扱業^{じやうそ}者^{こうふ}に料^{ぎやうしや}金^{りやうきん}の支^し払^{はら}いの時^{とき}にご利用^{りよう}できます。

○対象者

- ・身体障^{しんたいしょうがい}害^{がい}者^{しゃ}手帳^{ていしょう}1級・2級、療^{りやういくて}育^{ちやう}手帳^{ていしょう}A1、A2、または精神障^{せいしんしょうがい}害^{がい}保^ほ健^{けん}福^ふ祉^し手帳^{ていしょう}1級を所持^{しよじ}する方^{かた}のい^{かてい}る家^が庭^{てい}かつ該^が当^{とう}年^{ねん}度^どの市^し町^{ちやう}村^{そん}民^{みん}税^{ぜい}が非^ひ課^か税^{ぜい}の世^せ帯^{たい}

○助成額

- ・し尿取扱料金の1/2

※申^{しん}請^{せい}月^{つき}によりし尿取扱助成券^{じよさい}の交^{こう}付^ふ枚^{まい}数^{すう}が異^{こと}な^{なり}ります。

申請・問い合わせ先：福祉課

3 ゴミ袋等の支給（共通）

有料である美濃加茂市指定のゴミ袋等を支給します。

○対象者

身体障害者手帳Ⅰ・Ⅱ級、療育手帳AⅠ、AⅡ、または精神障害保健福祉手帳Ⅰ級を所持する方のいる家庭かつ該当年度の市町村民税が非課税の世帯

○支給

可燃ゴミ袋、不燃ゴミ袋、資源ゴミ袋、粗大ゴミシール

（4月と10月に最大半年分を郵送にて支給します。）

※申請月によりゴミ袋等の支給枚数が異なります。



申請・問い合わせ先：福祉課

4 下水道使用料等の助成（共通）

下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の一部を助成します。

○対象者

身体障害者手帳Ⅰ・Ⅱ級、療育手帳AⅠ、AⅡ、または精神障害保健福祉手帳Ⅰ級を所持する方のいる家庭かつ該当年度の市町村民税が非課税の世帯

○助成額

500円／月（3月と9月に最大半年分を口座振込にて支給します。）

※申請月により助成額が異なります。

申請・問い合わせ先：福祉課

5 スロープ付き車いす移動車の貸し出し

車椅子を利用されている方でも乗り降りしやすい福祉車両の貸し出しを行っています。

○利用できる方は、美濃加茂市に在住している次のいずれかに該当する方です。

1. 高齢者 65歳以上の方

2. 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害保健福祉手帳を所持する方

3. 要介護認定者

○利用料金

無料（ただし、ガソリン代・利用中の有料道路料金や駐車料金等のご負担いただきます。）

○利用日数 最長4日間

○利用したい場合

貸し出しは予約制となっています。詳しくは、お電話にてお問合せください。

問い合わせ先：美濃加茂市社会福祉協議会 電話：0574-28-6111

6 要電源重度障がい児者災害時等非常用電源装置等購入費助成事業

重度障がい児者が、停電時等においても日常生活を継続するための非常用電源装置等の購入費を助成します。

○対象者

1. 呼吸器機能障害の身体障害者手帳の交付を受けている方
2. 電源を必要とする医療機器を使用すると医師が認める方（診断書が必要）

※個別避難計画の作成が必要です。

申請・問い合わせ先：福祉課

7 児童発達支援事業利用料助成（児童）

児童発達支援等を利用した際の利用者負担額を助成します。

○対象者

美濃加茂市から給付決定を受けた方で、対象となるサービスを利用する小学校就学前児童（サービスの利用開始から満3歳になって初めての3月31日まで）の保護者

○対象サービス

1. 児童発達支援
2. 居宅訪問型児童発達支援
3. 保育所等訪問支援

※令和6年4月1日以降の利用分が対象となります。

※数ヶ月分の利用分をまとめた申請も可能です

申請・問い合わせ先：福祉課

8 日常生活用具品目一覧

(単位：円)

給付種目	基準価格	耐用年数	障害及び程度	備考
特殊寝台	154,000	8	下肢若しくは体幹機能障害２級以上又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
特殊マット	19,600	5	下肢若しくは体幹機能障害１級又は下肢若しくは体幹機能障害２級と上肢機能障害２級以上で総合等級１級の障害者等で常時介護を要する者若しくは同程度の難病患者で必要と認められる者	常時介護を要する方に限ります
特殊尿器	67,000	5	下肢又は体幹機能障害１級の障害者等。ただし、障害児は常時介護を要する学齢児以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	常時介護を要する学齢児以上に限ります
入浴担架	82,400	5	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の障害者等であって、入浴に当たって家族等他人の介助を要する３歳以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	入浴に当たって家族等他人の介助を要する方３歳以上の方に限ります
体位変換器	15,000	5	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の障害者等であって、下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する３歳以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する学齢児以上に限ります
移動用リフト ※天井走行型を除く。	159,000	4	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の障害者等であって３歳以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
訓練いす	33,100	5	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の３歳以上の障害児又は同程度の難病患者で必要と認められる児童	
訓練用ベッド	159,200	8	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の学齢児以上の障害児又は難病患者で必要と認められる児童	
エアーマット	58,000	8	下肢若しくは体幹機能障害１級又は下肢若しくは体幹機能障害２級と上肢機能障害２級以上で総合等級１級の障害者等で常時介護を要する者若しくは同程度の難病患者で必要と認められる者	常時介護を要する方に限ります
入浴補助用具	90,000	8	下肢若しくは体幹機能障害を有する障害者等であって入浴に介助を必要とする３歳以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	

便器※	4,450	8	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の障害者等であって、学齢児以上の者若又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
手すり ※便器に取り付けるもの	5,400	8	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の障害者等であって、学齢児以上の者若又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
頭部保護帽 (スポンジ、革を主材料に製作されたもの)	12,160	3	療育手帳の程度が重度若しくは最重度の者又は精神障害保健福祉手帳の程度がⅠ級以上で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者若しくは同程度の難病患者で必要と認められる者	
頭部保護帽 (スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作されたもの)	36,750			
T字状又は棒状のつえ	8,000	3	平衡機能、下肢若しくは体幹機能に障害を有する障害者等であって、学齢児以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
移動・移乗支援用具※	60,000	8	平衡機能若しくは下肢機能若しくは体幹機能３級以上の障害者等であって、家庭内の移動等において介助を必要とする３歳以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
特殊便器※	151,200	8	上肢機能障害２級以上又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
火災警報器	15,500	8	障害等級２級以上（精神障害保健福祉手帳を含む。）若しくは療育手帳の程度が重度若しくは最重度である障害者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）又は同程度の難病患者で必要と認められる者	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限りま す
自動消火器	28,700	8	障害等級２級以上（精神障害保健福祉手帳を含む。）若しくは療育手帳の程度が重度若しくは最重度である障害者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）又は同程度の難病患者で必要と認められる者	

電磁調理器	41,000	6	視覚障害 2 級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）及び療育手帳の程度が重度又は最重度の障害者若しくは同程度の難病患者で必要があると認められる者	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯が対象
歩行時間延長 信号機用 小型送信機	7,000	10	視覚障害 2 級以上であって視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は同程度の難病患者で必要があると認められる者	
聴覚障害方用 屋内信号装置	87,400	10	聴覚障害 2 級以上の障害者又は同程度の難病患者で必要があると認められる者	聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯が対象
環境制御装置	68,000	5	上肢若しくは下肢若しくは体幹機能障害 2 級以上の障害者又は同程度の難病患者で必要があると認められる者	
テーブルリフト	100,000	5	下肢若しくは体幹機能障害 2 級以上の身体障害者で車いすを常用する者又は同程度の難病患者で必要があると認められる者	
音声標識ガイド装置	25,000	5	視覚障害 2 級以上であって視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は同程度の難病患者で必要があると認められる者	
透析液加湿器	51,500	5	腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う 3 歳以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
ネブライザー （吸入器）	36,000	5	呼吸機能障害 3 級以上若しくは同程度の身体障害者等であって必要と求められる原則として学齢児以上のもの又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
電気式たん吸引器	56,400	5	呼吸機能障害 3 級以上若しくは同程度の身体障害者等であって必要と求められる原則として学齢児以上のもの又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
酸素ボンベ運搬車	17,000	10	在宅酸素療法を行う者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
視覚障害者用 体温計（音声式）	9,000	5	視覚障害 2 級以上の学齢児以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
視覚障害者用 体重計	18,000	5	視覚障害 2 級以上の学齢児以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	

パルスオキシメーター	46,000	5	呼吸機能障害３級以上若しくは同程度の身体障害者等であって必要と認められるもの又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
携帯用会話補助装置	98,800	5	音声機能、言語機能障害者等、肢体不自由者障害者等であって、発声・発語に著しい障害を有する学齢児以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
地デジ対応ラジオ テレビが聞けるラジオ 地デジラジオ	29,000	5	原則として視覚障害２級以上であって、必要と認められる学齢児以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
情報・通信支援用具	100,000	5	視覚障害２級以上若しくは上肢機能障害２級以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	情報機器（パーソナルコンピュータ等）の周辺機器等を使用しなければ、当該情報機器の操作が困難なものが対象
点字ディスプレイ	383,500	6	視覚及び聴覚の重複障害（原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級）若しくは視覚障害１級の障害者等であって学齢児以上の者又は同程度の難病患者で必要があると認められる者	※視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級以上
点字器 標準型 A（32 マス 18 行両面書真ちゅう板製）	10,400	7	原則として視覚障害２級以上であって、必要と認められる学齢児以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
点字器 標準型 B（32 マス 18 行両面書プラスチック製）	6,600			
点字器 携帯用 A（32 マス 4 行片面書アルミニウム製）	7,200			
点字器 携帯用 B（32 マス 12 行片面書プラスチック製）	1,650			

点字タイプライター	63,100	5	視覚障害２級以上の者であって、本人が就労若しくは就学若しくは就労が見込まれる者又は同程度の難病患者で必要があると認められる者	本人が就労若しくは就学している又は就労が見込まれる方に限ります
視覚障害者用ポータブルレコーダー（録音再生）	85,000	6	視覚障害２級以上の学齢児以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
視覚障害者用ポータブルレコーダー（再生専用）	35,000			
視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800	6	視覚障害２級以上の学齢児以上の者又は同程度の難病患者で必要があると認められる者	※視覚障害に限ります
視覚障害者用時計（触読）	10,300	10	視覚障害２級以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
視覚障害者用時計（音声）	13,300			
聴覚障害者用通信装置	71,000	5	聴覚障害３級以上の者若しくは発声・発語に著しい障害を有する学齢児以上の者であって、必要と認められるもの又は同程度の難病患者で必要があると認められる者	
聴覚障害者用情報受信装置	88,900	6	聴覚障害３級以上の者又は同程度の難病患者で必要があると認められる者	
人工喉頭（笛式）	5,000	5	咽頭摘出等による音声機能障害を有する者であって、本装置により発声が可能になるもの又は同程度の難病患者で必要があると認められる者	
人工喉頭（電動式）	70,100	5		
人工鼻	24,200	月額	音声機能若しくは言語機能障害を有する障害者等であって、常時埋込型の人工咽頭を使用するもの又は同程度の難病患者で必要があると認められる者	対象者が容易に使用できるものが対象
福祉電話	83,300	5	聴覚障害を有する者又は外出が困難な身体障害（原則として２級以上）を有する者であり、コミュニケーション等の手段として必お要が認められる者又は同程度の難病患者で必要があると認められる者	※２級以上 障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯が対象 <u>貸与のみ</u>
視覚障害者用図書			視覚障害者等又は同程度の難病患者で必要と認められる者であって、主に情報の入手を点字、大活字、音訳等によっているもの	

携帯用会話補助装置専用大型キーボード	80,000	5	「携帯用会話補助装置」の給付対象者であって、上肢機能障害２級以上のもの又は同程度の難病患者で必要があると認められる者	
電動ページめくり装置	150,000	5	上肢機能障害２級以上の障害者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
パーソナルコンピュータ用特殊入力装置	60,000	5	視覚障害２級以上若しくは上肢機能障害２級以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	
視覚障害者用読書器（映像式）	198,000	8	原則として学齢児以上の視覚障害を有する者又は同程度の難病患者で必要と認められる者であって、本装置により読書が可能になる者	
視覚障害者用読書器（音声式）	198,000	8	原則として学齢児以上の視覚障害を有する者又は同程度の難病患者で必要と認められる者であって、本装置により読書が可能になる者	
点字電子手帳	125,000	5	意思伝達が困難な視覚障害者等（点字による意思伝達が可能な者に限る。）又は同程度の難病患者で必要があると認められる者	点字による意思伝達が可能な方に限ります
ストマ装具（消化管用）	8,600	月額	紙おむつ等の給付対象者を除く直腸機能障害でストーマを造設した障害者等	
ストマ装具（尿路用）	11,300	月額	紙おむつ等の給付対象者を除く膀胱機能障害でストーマを造設した障害者等	
洗腸用具	17,716	月額	ストーマ装具（消化器系）、紙おむつ等の使用が困難で、当該用具を必要とするストーマ装具（消化器系）を造設した者	
ストマ特例（紙おむつ）	12,000	月額	次のいずれかに該当する３歳以上の者又は同程度の難病患者であって、紙おむつ等の用具類を必要とするもの。 （１）ストーマの著しい変形又はストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのため、ストーマ装具を装着できない者 （２）膀胱又は直腸機能障害を有する者であって、高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者でストーマ装具を装着できないもの （３）脳性麻痺等脳原性運動機能障害により、自力でトイレに行けないなど排尿又は排便の意思表示が困難な者	

収尿器（男性用普通型）	7,700	I	膀胱機能障害を有する障害者等であって、高度の排尿機能障害により、排尿の調節ができない者	
収尿器（男性用簡易型）	5,700			
収尿器（女性用普通型）	8,500			
収尿器（女性用簡易型）	5,900			
居宅生活動作補助用具 ※小規模な住宅改造を伴うもの"	200,000		下肢又は体幹機能障害を有する障害等級３級以上の障害者等で学齢児以上の者。ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害２級以上の者。難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能に障害を有する者であること。	※移動機能障害に限ります

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、この表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

メモ欄

【岐阜県障がい者福祉の手引】のご紹介

障がい者が受けることができる福祉サービスや制度
の内容、その利用方法などについて概略を説明したものです。

◆ダウンロード方法◆

岐阜県庁ホームページ（<http://www.pref.gifu.lg.jp/>）

- ➡ 子ども・女性・医療・福祉（ページ上メニューバー）
- ➡ 障がい者
- ➡ 相談窓口・支援等

☆1 以上の全てのサービスにおいて高齢者福祉施策が優先されることがあるため、介護保険制度などに存在するサービスと重複する場合は、障がい者福祉サービス等を受けることができない場合があります。

☆2 障がい者福祉サービス等の利用については、すべて事前申請となります。利用を希望されるサービスがありましたら、事前に福祉課にご相談ください。

☆3 手帳の種類や障がいの程度（等級）によっては利用できないサービスがあります。

☆4 障がいの程度（等級）や内容が変わった場合はその都度ご相談ください。



【問合せ先】

岐阜県美濃加茂市役所 市民福祉部 福祉課 障がい福祉係

〒505-8606 岐阜県美濃加茂市太田町 3431 番地 1

電 話 0574-25-2111

F A X 0574-66-1097

W E B <https://www.city.minokamo.gifu.jp/shimin/>

メー ル fukushi@city.minokamo.lg.jp

